新宿区個人情報保護管理運営会議（第６回）概要

開催日時･場所

令和８年１０月２６日（月）　午前９時３０分～午前１０時００分

本庁舎３階　庁議室

出席会員等

寺田副区長（会長）、総合政策部長（副会長）、総務部長、福祉部長、子ども家庭部長、健康部長、都市計画部長、総合政策部区政情報課長、情報戦略課長

《 議事概要 》

１　審議内容

新宿区個人情報保護管理運営会議の組織及び運営に関する要綱第３条第３号に掲げる事項

【審議事項】

（１）ＬｏＧｏフォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）

⇒　承認

（２）広報新宿等を活用した区民等参加型企画に係る記念品発送等業務の委託について

⇒　承認

（３）区職員の中央労働金庫貯蓄金等のデータ授受に係る外部結合について

⇒　承認

（４）新宿駅周辺地域におけるハロウィン安全対策に係る定点カメラの設置について

⇒　承認

（５）個別避難計画作成支援に係る外部結合等について

⇒　承認

（６）ファミリーサポート事業に係る外部結合等ついて（手続きの追加）

⇒　承認

（７）後期高齢者医療保険料の特別徴収（仮徴収）開始通知書の封入封緘に係る外部結合等について

⇒　承認

（８）医師等の免許申請手続きに係る外部結合について

⇒　承認

（９）新宿区立住宅管理に係る業務の委託について（委託内容の追加）

⇒　承認

【サイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する者からの主な助言】

運用上及びシステム上の情報保護対策について、サイバーセキュリティに関する専門的な立場から、以下のような助言を受け、反映した。

・記録項目として診断書、判決謄本・略式命令書、領収証、略歴書、反省文等がある。区の端末にダウンロードし、保存する場合には、その文書ルールを確認し、不要になった

ら即時に廃棄すること。罰金以上の刑の有無などの犯罪情報の取り扱いについて、必要な担当者だけが必要な項目を閲覧できるようにすると共に、“誰が、いつ、どの申請者の、どの情報を閲覧・ダウンロードしたか”まで追跡できるようにログを取得することが望ましい。申請者情報は１か月後に自動消去とあるが、一方で、不備の場合の修正依頼・再申請・再ダウンロードが明記されている。再申請を繰り返した場合、古いデータが残り続けないか確認すること。区イントラネットから国家資格等システムに接続するものであり、職員アカウントが乗っ取られた場合の内部不正・なりすまし対策も必要である。今後は多要素認証（MFA）なども検討すること。

・委託先となる会社において、マンション等のコミュニティ事業を行なっていることから、通常のセキュリティ関連の対策に留めるだけでなく、閲覧した情報の事業への利用等を制限するなどの取り決めを区が事前に実施すること。

【発言】

・審議事項（３）について

・会長（寺田副区長）：**クリプト便では、控除データの漏洩や不正アクセスを防ぐため、サービス自体にどのようなセキュリティ対策が講じられているか。また、データの保存期間と、保存経過後の取扱いはどのようになっているか。**

・区政情報課長　：クリプト便は、NRI セキュアテクノロジーズ株式会社が提供するファイル転送・共有サービスです。国内の自社データセンターにサーバを設置し、保存するファイルの暗号化、セキュリティ診断、ファイアウォールによる不正アクセス対策等を実施しています。また、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度である ISMAP のクラウドサービスリストにも登録されています。

　控除データの保存期間は、中央労働金庫から、同様の事務を行う事業者とのデータ授受について 25 日間に統一したいとの意向が示されているため、区においても 25 日間に設定されます。設定した期限を過ぎると、ファイルはクリプト便のサーバ上から復元できない形で削除されます。

・審議事項（９）について

・会員　：**申請書類の審査にあたり、委託事業者が住基システム及び税務システムを利用するが、業務に必要のない個人情報の検索・閲覧防ぐため、どのような対策を講じるか。**

・区政情報課長　　：住基システムでは、戸籍住民課以外の部署が当該システムを利用する場合、各業務の必要性に応じて、戸籍情報や在留資格情報等の参照範囲を４段階に分けて設定できます。税務システムにおいても同様に、宛名・住民税・軽自動車税・収納等の、業務の必要性に応じて参照範囲を設定できます。これらの機能により、委託事業者が閲覧できる範囲を、入居資格審査や使用料算定に必要な情報囲に限定します。

　また、権限の設定に加え、委託事業者に対して、業務に必要のない個人情報を検索・閲覧しないよう徹底するとともに、個人情報保護に関するの特記事項を遵守するよう指導します。

　あわせて、区が委託事業者によるシステムの操作ログ等を確認し、業務に必要のない個人情報の検索・閲覧が行われていないか点検します。不適切な利用が確認された場合は、委託事業者に改善を指示し、その対応状況を確認します。

・会長（寺田副区長）：**情報セキュリティや個人情報保護の観点から、安全性はどのように確保されているのか。**

・情報戦略課長　　：委託事業者は区が用意した端末を利用してシステム上の情報を閲覧するのみであり、委託事業者によるデータの登録やアップロードは行わない運用とする。